ACSES ニュースレター_１９８３号（2020 年 11 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（11 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇灯油にガソリン混入か 火災の危険も 出光が回収進める 千葉〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇治療薬、検査薬等
◇「5 つの小（こ）」で会食時の感染防止対策を〈Web 報道〉
◇国内企業の約 9 割が今年は「忘年会」を実施せず　1 万社アンケート〈Web 報道〉
◇飲み会独自ルール広がる　事前報告・時間や人数を制限…〈新聞報道〉
◇マスコミ報道　見出し
[3] 危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～〈厚生労働省〉
◇ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 185 号）〈官報〉
[4] その他省庁発表　　１件
[5] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　２件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[6] 海外の化学物質管理情報
○国際：４件　○欧州：13 件　○米国：３件　○中国：２件　○オーストラリア：２件
[付録]
◇冬季に多発する高齢者の入浴中の事故に御注意ください!-自宅の浴槽内での不慮の溺水事故が増えています-〈消費者庁〉

矢筈草（ヤハズソウ）

****

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

◇灯油にガソリン混入か 火災の危険も 出光が回収進める 千葉

＜NHK　2020 年 11 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201120/k10012721791000.html

千葉県印西市のガソリンスタンドでガソリンが混ざったおそれのある灯油が販売されていたことがわかりました。ストーブなどで使った場合、火災につながる危険があるため、会社では使用しないよう呼びかけるとともに、回収を進めています。

ガソリンが混入したおそれのある灯油が販売されたのは、千葉県印西市牧の原のガソリンスタンド「出光セルフ千葉ニュータウンサービスステーション」です。

会社によりますと、このスタンドでは 19 日午後 0 時半から午後 3 時の間に、ガソリンが混入したおそれのある灯油を、56 人の客に合わせて 1800 リットル販売したということです。

ガソリンが混ざった灯油をストーブなどで使った場合、火災につながる危険があります。

会社では回収を進めていますが、現金やプリペイドカードで決済したおよそ 30 人は連絡先がわからないということで、心当たりがある人は使用しないよう呼びかけています。

出光興産は「消防の指導のもと、灯油を早期に回収すべく対応している。お客様にはご迷惑をおかけしていることを謹んでおわび申し上げます」としています。

◇*その他の事故、事件*

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2020 年 11 月 19 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201119_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：41 件

うち重大事故等として通知された事案：22 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2020 年 11 月 19 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201119_02.pdf

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)：６件、2. リコール・自主回収情報：６件、3. 食中毒情報：７件

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(11 月 18 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2020 年 11 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14952.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年11月19日版）

＜厚生労働省　2020 年 11 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14963.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました

＜厚生労働省　2020 年 11 月 19 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 11 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14968.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・「急速な感染拡大の局面を迎えた」　東京都、最大の警戒

＜朝日新聞　2020 年 11 月 19 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASNCM54SHNCMUTIL01R.html?iref=comtop_urgent_6

[対策・予防]

◇治療薬、検査薬等

・英コロナワクチン、高齢者に効果　全年齢層で強い免疫―中間治験

＜時事通信　2020 年 11 月 19 日＞　https://sp.m.jiji.com/article/show/2474210

英製薬大手アストラゼネカと英オックスフォード大が共同開発している新型コロナウイルスのワクチンは、中間段階の臨床試験（治験）で若年層より高齢者に大きな効果が見られた。英医学誌ランセットで１９日までに公開された論文で明らかになった。強い免疫反応は全ての年齢層で示されており、開発が順調に進んでいることを裏付けた。

◇小池都知事、「5つの小（こ）」で会食時の感染防止対策を

＜ABEMA NEWS　2020年11月19日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/8db06086f397f0d9becd4db11305ba6431c454fd

感染警戒レベルを「最高」に引き上げた東京都の小池知事が臨時会見を行い、8月以降の最大の感染経路が家庭内であることに触れ、これから忘年会やクリスマス、年末年始など会食の機会が増えるシーズンを迎えるにあたり「家庭内にウイルスを持ち込まないことを強く意識をお願いしたい」と述べ、会食時の感染防止対策のキーワードとして「5つの小（こ）」を挙げ、その詳細について次のように述べた。

■会食時の感染防止「5つの小」 1.「小人数」…会食は極力小人数で 2.「小一時間」…できれば小一時間程度に収める 3.「小声」…小声で楽しむ 4.「小皿」…お料理は小皿に分ける 5.「小まめ」…小まめにマスク、換気、消毒を行う　これら5つの「小」に加え、小池都知事は医療従事者の方々への「こころづかい」を付け加えた。

◇国内企業の約9割が今年は「忘年会」を実施せず　1万社アンケート

＜東京商工リサーチ　2020年11月19日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/a7b4ea27897c1a7ecca5f1a44001bd517f651fc6

「新型コロナウイルス」感染拡大が全国に広がり、第三波が鮮明になる中、年末年始の恒例行事である忘年会や新年会を、今年は「開催しない予定」の企業が約9割にのぼることがわかった。　政府は、感染防止の徹底を前提に「GoTo イート」や「GoTo トラベル」など、消費刺激策を継続しているが、企業は従業員の感染防止に細心の注意を払っているようだ。　東京商工リサーチが実施したアンケート調査で、有効回答1万59社のうち、忘年会や新年会を「開催しない予定」と回答した企業は87.8％（8840社）だった。大企業が92.9％、中小企業が86.9％で、規模による差はあるが、9割近い企業がコロナ禍で慎重な年末年始を迎えそうだ。　都道府県別でみると、「開催しない予定」は北海道で93.0％（589社中、548社）に達した。他の都府県より感染拡大が深刻で、自粛する企業が多かった。　東京都は90.2％（2381社中、2150社）で、9割を超える企業が開催しない意向を示した。　新型コロナ感染拡大で、新しい生活様式への対応に取り組んでいた飲食店や、ホテル・旅館などを中心に、年末年始の稼ぎ時に第三波の影響が直撃する可能性が高まっている。 ※2020年11月9日～16日にインターネットによるアンケート調査を実施し、有効回答1万59社を集計、分析した。 ※資本金1億円以上を大企業、1億円未満（個人企業等を含む）を中小企業と定義した。

規模別　大企業の92.9％が「実施しない予定」

企業規模別では、大企業（資本金1億円以上）では、「昨年開催し、今年は開催しない予定」が75.7％（1584社中、1200社）にのぼった。「昨年は開催せず、今年も開催しない予定」は17.1％（272社）で、合計92.9％が「開催しない予定」だった。　一方、中小企業（資本金1億円未満、個人企業など）は、「昨年開催し、今年は開催しない予定」が65.1％（8475社中、5518社）。「昨年は開催せず、今年も開催しない予定」は21.8％（1850社）で、合計86.9％（8475社中、7368社）が「開催しない予定」だった。大企業だけでなく、中小企業でも感染リスク予防にシビアに取り組んでいることがわかった。　飲食店は、法人需要だけでなく、個人の小規模な忘・新年会の取り込みも迫られそうだ。

都道府県別　「開催しない」北海道は93.0％

企業が所在する都道府県別でみると、「昨年開催し、今年は開催しない予定」と「昨年は開催せず、今年も開催しない予定」を合計した「開催しない予定」は、北海道の93.0％（589社中、548社）だった。

◇飲み会独自ルール広がる　事前報告・時間や人数を制限…

＜朝日新聞　2020年11月19日＞

https://www.asahi.com/articles/ASNCM621BNCMPTIL02B.html?iref=comtop_urgent_4

新型コロナウイルスの感染拡大が勢いを増す中、官公庁や民間企業などで独自の「飲み会ルール」を設ける動きが広がっている。菅義偉首相は「静かなマスク会食」を求めているが、それぞれどんなルールを設定しているのか。

「まだ呼びかけもしていないが、職員は当然守ることになる」

18日の記者会見。大阪府の吉村洋文知事は、飲み会の人数は4人までとすることを府職員に求めるかを問われ、こう語った。

21日から、府内での「Go　To　イート」は4人までという制限を設ける。吉村知事が国に求めていた措置で、経済活動を重んじながらも、利用時以外でも5人以上の飲み会の自粛を求める方針だ。府職員にも当然、この方針に沿った対応を求めるという。

大阪市は12日、局長らに「静かに飲食」などと注意する文書を配った。

歓迎会で感染拡大　県警全体に通達

コロナに集団感染すれば市民にも大きな影響が出る警察は、より明確に自粛を促している。

神戸西署は春に12人が感染し、一時は署員の4割が自宅待機に。3月下旬に居酒屋で開いた署長歓迎会に参加者の感染が次々に確認され、4月に警務部長名で兵庫県警全体に会食自粛を指示する通達が出された。

10月からは一切の自粛を促すのではなく、会食する際に「同席5人まで」「2時間以内」「2次会なし」「事前に上司に報告」「署長と副署長など業務を補完し合う人の両方が参加するのは不可」といった条件を守るよう求めている。県警幹部は「禁止命令ではなく自粛のお願いだが、さらなる集団感染は避けなければならないという思いはみんな持っている」と話す。

大阪府警では9月、会食のルールが所属長らに周知された。通達ではなく、自主努力を促す「メモ」の扱いだ。府警の身内の会食は4人までで、外部も参加する場合は10人以内としている。2時間以内の1次会で解散することも要請。店選びの際、パーティションで区切っているかを確かめるよう促している。府警幹部は「署長は地域団体とのつながりが大事だし、身内の交流もときには必要。どうしても開くときはルールを守り、極力感染に気をつけるしかない」と話す。

「あっさりした年末になりそうで残念」

企業も悩みながら自粛の目安を決めている。

関西空港を拠点にする格安航空会社（LCC）のピーチ・アビエーションは、緊急事態宣言の期間中、家族での外食も控えるように求めていた。現在は緩和され、5～6人以上での会食は控える▽大阪府の「感染防止宣言ステッカー」が貼られた店を利用する▽食事中はできるだけ会話しない――などを求めている。

広報担当者は「乗客に感染症対策をお願いしている以上、私たちも感染しない、させない行動を徹底する必要がある」と話す。

積水ハウスは16日、懇親会や忘年会を控えることを再徹底するよう社内に呼びかけた。翌日には、年末に社内で開く食事会も自粛するように通知した。仕事納めの日にすしやピザを注文し、ほかの部署を回るのが恒例だった。広報担当者は「あっさりした年末になりそうで残念な気持ちもあるが、仕方がない」と話す。

・「静かなマスク会食」って何？　経済が心配な政権の苦悩

＜朝日新聞　2020年11月19日＞

https://www.asahi.com/articles/ASNCM3V8YNCMULFA006.html?iref=comtop_urgent_7

◇マスコミ報道　見出し

・GOTOトラベルで「国民が完全に緩んでいる」　日医会長、自民党本部で

＜毎日新聞　2020 年 11 月 19 日＞
https://mainichi.jp/articles/20201119/k00/00m/010/231000c
・マスク着用率「95%になれば外出制限は必要なくなる」WHO
＜NHK　2020 年 11 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201120/k10012721811000.html
****

[3] 危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定
～指定薬物等を定める省令を公布しました～

＜厚生労働省　2020 年 11 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00018.html

厚生労働省は、本日付けで別紙の３物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和２年 11 月 29 日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された３物質は、今年 11 月 18 日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。
施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。

危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：３年以下の懲役または 300 万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または 500 万円以下の罰金）。

※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 185 号）

※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙

新たに指定された指定薬物の名称

［物質１］　省令名：　１―（ジエチルアミノ）エチル―２―（４―イソプロポキシベンジル）―５―ニトロベンズイミダゾール
通称等：　Isotonitazene
CAS 番号：14188-81-9　＊

［物質２］　省令名：　メチル＝３，３―ジメチル―２―［１―（ペンタ―４―エン―１―イル）―１Ｈ―インダゾール―３―カルボキサミド］ブタノアート
methyl 3,3-dimethyl-2-(1-(pent-4-en-1-yl)-1H-indazole-3-carboxamido)butanoate
通称等：　MDMB-4en-PINACA
CAS 番号：　＊

［物質３］　省令名：　１―［２―メチル―４―（３―フェニルプロパ―２―エン―１―イル）ピペラジン―１―イル］ブタン―１―オン
通称等：　2-methyl-AP-237
CAS 番号：98608-59-4　＊

＊　　ACSES 事務局調べ

※2

◇ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 185 号）

［官報］　令和2年11月19日　号外号外　第106号　1～2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201119/20201119t00106/20201119t001060001f.html

○厚生労働省令第 185 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 2 年 11 月 19 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～九十　（略） 九十一　（略） 九十二　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－イソプロポキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 九十三　（略） 九十四～二百三十一　（略） 二百三十二　（略） 二百三十三　メチル＝３・３－ジメチル－２－［１－（ペンタ－４－エン－１－イル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］ブタノアート及びその塩類 二百三十四　（略） 二百三十五～二百三十七　（略） 二百三十八　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～九十　（略） 九十一　（略） （新設） 九十二　３－ジエチルアミノ－２・２－ジメチルプロピル＝４－アミノベンゾアート及びその塩類 九十三～二百三十〇　（略） 二百三十一　メチル＝３－（３・４－ジクロロフェニル）－８－メチル－８－アザビシクロ［３・２・１］オクタン－２－カルボキシラート及びその塩類 （新設） 二百三十二　Ｎ－メチル－１－（ナフタレン－２－イル）プロパン－２－アミン及びその塩類 二百三十三～二百三十五　（略） 二百三十六　４－メチル－１－フェニル－２－（ピロリジン－１－イル）ペンタン－１－オン及びそ

	の塩類
二百三十九　１－［２－メチル－４－（３－ フェニルプロパ－２－エン－１－イル） ピペラジン－１－イル］ブタン－１－オン及びその塩類	（新設）
二百四十　（略）	二百三十七　１－（４－メチルフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類
二百四十一～二百九十一　（略）	二百三十八～二百八十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

****

[4] ***その他省庁発表***

◇エシカル消費のパンフレット「みんなの未来にエシカル消費」を作成しました。

＜消費者庁　2020 年 11 月 19 日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/material/

エシカル消費（英語: Ethical Consumption）は、その商品を購入することで環境や社会問題の解決に貢献できる商品を購入し、そうでない商品は購入しないという消費活動を指す。日本語表記としては倫理的消費もある。＜Wikipedia＞

****

[5] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会（第 22 回）の開催について

11 月 27 日、WEB 会議

＜環境省　2020 年 11 月 19 日＞　http://www.env.go.jp/press/108654.html

（１）気候変動影響評価報告書（案）について

（２）今後の気候変動影響評価に向けた課題等について

（３）その他

・「石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会」の開催　　11 月 26 日

＜総務省消防庁　2020 年 11 月 19 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201126_tokusai_1.pdf

石油コンビナートにおける総合的な防災体制の充実強化を目的に、「石油コンビナ ート災害対応への先進技術活用検討会」を開催することとしましたのでお知らせしま す。

１ 概要

南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念される中、石油コンビナート防災体制 のさらなる強化が求められています。

昨今、ＩｏＴ、ＡＩ等の先進技術の発展はめざましく、産業保安分野において活用 されつつあることから、これら先進技術を石油コンビナート災害対応へ活用し､防災 体制のさらなる強化を図ることについて検討するものです。

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会議事録　　10 月 28 日

＜厚生労働省　2020 年 11 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14870.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html

（１）食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について

（２）その他

・第 61 回 食品表示部会の会議資料の掲載について　　11 月 18 日

＜内閣府　2020 年 11 月 19 日＞

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/061/shiryou/index.html
食品表示基準の一部改正（玄米及び精米に関する表示）に係る審議
****

[6] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 514 号　2020 年 11 月 18 日から＞

〇国際

・Series on Risk Management - Publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 11 月 9 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/risk-management/series-on-risk-management-publications-by-number.htm
OECD は、化学物質管理政策と廃棄物管理政策の連携改善に関するワークショップ報告書 No. 59 を掲載した。リスク管理報告書 No. 59　→
http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV/JM/MONO(2020)27&docLanguage=en

・OECD Work Related to Endocrine Disrupters
＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 11 月 12 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/oecdworkrelatedtoendocrinedisrupters.htm
OECD は、2018 年に更新された内分泌かく乱物質を評価するための標準化された試験ガイドラインに関する改訂ガイダンス文書 150 をリリースした。改訂ガイダンス文書　→
https://www.oecd-ilibrary.org/fr/environment/guidance-document-on-standardised-test-guidelines-for-evaluating-chemicals-for-endocrine-disruption-2nd-edition_9789264304741-en

・The costs and benefits of regulating chemicals
＜経済協力開発機構(OECD)　2020 年 11 月 13 日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/risk-management/costs-benefits-chemicals-regulation.htm
OECD は、化学物質の暴露による健康への悪影響を回避するための支払意志額(WTP)と同等の価値を国際的に確立する SWACHE (the Surveys on Willingness-to-Pay to Avoid Negative Chemicals-Related Health Impacts)プロジェクトを立ち上げた。この健康影響には、喘息、生殖能力喪失、IQ 喪失、慢性腎臓病、および極低出生体重が含まれるとしている。

・国連環境計画、プラスチック汚染の削減目標を達成するにはさらに努力が必要と報告
＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 11 月 5 日＞
https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30648
標記記事が掲載された。

〇欧州

・EU Action Plan Towards a Zero Pollution Ambition for air, water and soil
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 11 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12588-EU-Action-Plan-Towards-a-Zero-Pollution-Ambition-for-air-water-and-soil
欧州委員会は、大気、水、土壌のゼロ汚染目標行動計画の委員会採択の前に公開協議の意見募集を開始した。意見提出は 2021/2/10 まで。

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/EU/757
＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168745?FromAllNotifications=True
欧州委員会は、化粧品規則 (EC) No 1223/2009 の附属書 II、III、IV、および VI を改正し、附属書 II のエントリー1427 を削除する欧州委員会規則(案)を WTO/TBT 通報した。この規則(案)は、2021/10/1 より適用される委員会委任規則 (EU) 2020/217 により、発がん性、変異原生、または生殖毒性 (CMR) と分類される物質の化粧品の成分としての使用を禁止するもので、改正は 2021/10/1 より適用されるとしている。この通報への意見提出は 2021/1/11 まで。
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_6954_00_e.pdf
→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/EEC/20_6954_01_e.pdf

・Commission Delegated Regulation (EU) 2020/1676 of 31 August 2020 amending Article 25 of Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures as regards bespoke paints

＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 13 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1676&qid=1605487137380

欧州委員会(DG GROW)は、特注の塗料に関して、欧州 CLP 規則の第 25 条を改正する 2020/8/31 付け欧州委員会委任規則 (EU) 2020/1676 を官報公示した。この委任規則は官報公示の翌日に発効する。

・Commission Delegated Regulation (EU) 2020/1677 of 31 August 2020 amending Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures in order to improve the workability of information requirements related to emergency health response

＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 13 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1677&qid=1605487137380

欧州委員会(DG GROW)は、緊急健康対応に関する情報要件の作業性を改善するため、欧州 CLP 規則の附属書 VIII を改正する 2020/8/31 付け欧州委員会委任規則 (EU) 2020/1677 を官報公示した。この委任規則は官報公示の翌日に発効する。

・Commission Regulation (EU) 2020/1682 of 12 November 2020 amending Annex III to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products

＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 13 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1682&qid=1605488501401

欧州委員会(DG GROW)は、欧州化粧品規則の附属書 III を改正する 2020/11/12 付け欧州委員会規則 (EU) 2020/1682 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・Commission Regulation (EU) 2020/1683 of 12 November 2020 amending Annexes II and III to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products

＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 13 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1683&qid=1605488501401

欧州委員会(DG GROW)は、欧州化粧品規則の附属書 II および III を改正する 2020/11/12 付け欧州委員会規則 (EU) 2020/1683 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・Commission Regulation (EU) 2020/1684 of 12 November 2020 amending Annex VI to Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council on cosmetic products

＜欧州委員会(EC)　2020 年 11 月 13 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1684&qid=1605488501401

欧州委員会(DG GROW)は、欧州化粧品規則の附属書 VI を改正する 2020/11/12 付け欧州委員会規則 (EU) 2020/1684 を官報公示した。この規則は官報公示の 20 日後に発効する。

・Inspectors to check duty to notify mixtures for poison centres

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 5 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/inspectors-to-check-duty-to-notify-mixtures-for-poison-centres

ECHA は、2022 年のパイロットプロジェクトで、企業が危険な混合物（洗剤、塗料、接着剤など）を毒物センター通知ポータルに届出する義務をどのように遵守するかに焦点を当てることを執行フォーラムが決定したこと、また執行フォーラムと殺生物性製品規則サブグループ(BPRS)が作業の透明性を高める措置を講じることにも合意したと報じている。

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 9 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

ECHA は、７，７，９－トリメチル－４，１３－ジオキソ－３，１４－ジオキサ－５，１２－ジアザヘキサデカン－１，１６－ジイル＝ビス（２－メチルアクリラート）(CAS RN 72869-86-4)とブタン－１，４－ジイル＝ジメタクリラート(CAS RN 2082-81-7)の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/1/22 まで。

・Harmonised classification and labelling targeted consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 9 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-targeted-consultations
ECHA は、２，３，５，６－テトラフルオロベンジル＝（１Ｒ，３Ｓ）－３－（２，２－ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名：トランスフルトリン）(CAS RN 118712-89-3)の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、発がん性に関する意見募集を開始した。意見提出は 2020/11/30 まで。

・ECHA Weekly - 11 November 2020
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 11 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-11-november-2020
ECHA は ECHA Weekly の 2020/11/11 版を掲載した。

・IUCLID October 2020 release
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 11 月 11 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/iuclid-october-2020-release
ECHA は、2020/10/28 に開催した最新の IUCLID version (6.5) を説明する Web セミナーの事前に録画された動画を掲載した。

・Current calls for comments and evidence
＜欧州化学品庁(ECHA) 2020 年 11 月 11 日＞
https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence
ECHA は、クロロアルカン(Ｃ＝１４～１７) (CAS RN 85535-85-9)を REACH に基づく SVHC に提案する附属書 XV ドシエを作成するが、それを支持する情報や証拠の提供を求めている。情報提供は 2020/12/15 まで。

○米国

・IRIS
ORD Staff Handbook for Developing IRIS Assessments (Public Comment Draft, Nov 2020)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 9 日＞
https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=350086
EPA は、統合リスク情報システム(IRIS)評価を作成するための研究開発室スタッフハンドブック(IRIS ハンドブック)の草案を、全米科学技術医学アカデミーによるピアレビューに先立ち公開し、90 日間の意見募集を行うことを発表した。 IRIS ハンドブックのダウンロード　→
https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=350086#tab-3

・EPA Seeks Small Businesses Input on Risk Management Rulemaking for HBCD
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 11 月 9 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-small-businesses-input-risk-management-rulemaking-hbcd
EPA は、環状臭素化脂肪族クラスターである HBCD の TSCA リスク評価で特定された不合理なリスクに対処するための規則の作成に焦点をあてることになる小規模事業者擁護レビュー (SBAR) に、小規模事業者、政府、および非営利団体が小規模事業者代表(SER)として参加し、SBAR へのアドバイスや推奨事項を提供するように呼びかけている。

・Inventario de Emisiones Toxicas
＜米国環境保護庁(US EPA) 2020 年 11 月 9 日＞
https://edap.epa.gov/public/extensions/TRIBusque/TRIBusque.html
EPA は、有害物質排出目録(TRI)のスペイン語による検索ツールを開設した。

○中国

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/CHN/1499
＜中国　2020 年 11 月 9 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168646?FromAllNotifications=True
中国の国家標準化管理委員会は、壁紙中の重金属等の元素や他の有害物質の制限、試験方法、および検査規則を規定する国家標準(案)「室内装飾および改修材料－壁紙中の有害物質の制限」を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は

2021/1/8 まで。WTO/TBT 通報文書（中国語）　→
https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_6846_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/CHN/1503
＜中国　2020 年 11 月 9 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/168650?FromAllNotifications=True
中国の国家標準化管理委員会は、標準化された二酸化マンガン亜鉛電池、酸化亜鉛銀電池、および空気亜鉛電池の水銀、カドミウム、および鉛の含有量の制限を規定する国家標準(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/1/8 まで。WTO/TBT 通報文書（中国語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/CHN/20_6850_00_x.pdf
---

〇オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 11 November 2020
＜オーストラリア　2020 年 11 月 11 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-11-november-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(2019)第 82 条に基づき、審査証明書発行後 5 年が経過した 2 物質をオーストラリア工業化学品インベントリに追加した。
・Chemicals added to the Inventory following issue of assessment certificate - 13 November 2020
＜オーストラリア　2020 年 11 月 13 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-13-november-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法(2019)第 83 条に基づき、審査証明書を発行した 3 物質をオーストラリア工業化学品インベントリに追加した。
****

[付録]

◇冬季に多発する高齢者の入浴中の事故に御注意ください!
**　-自宅の浴槽内での不慮の溺水事故が増えています-**

＜消費者庁　2020 年 11 月 19 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_042/
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_042/assets/consumer_safety_cms204_20201119_02.pdf
厚生労働省の「人口動態調査」によると、高齢者の「不慮の溺死及び溺水」による死亡者数は高い水準で推移しており、近年では「交通事故」による死亡者数よりも多くなっています。発生場所としては、家や居住施設の浴槽における事故が多く、11月～4月の冬季を中心に多く発生しています。事故を防ぐためには、高齢者本人だけでなく、家族の方など周りの方も一緒になって入浴習慣を見直すことが大切です。11月26日は「いい風呂」の日です。これから冬にかけて、家の中でも冷え込みや温度差が生じやすく、事故が起こりやすい季節です。この機会に、安全に入浴するための以下の点について確認しておきましょう。
(1)入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
(2)湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
(3)浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
(4)食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう。
(5)入浴する前に同居者に一声掛けて、意識してもらいましょう。
********** 以上 **********